

重要事項説明書

てらもと総合福祉センター「短期入所療養介護」

【介護保険証の確認】

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

【利用条件】

要介護認定（1～5）を受けておられる方で、在宅にて生活をされている方が対象となります。

1. 事業所の名称等

- ・法人名 医療法人 生登会
- ・開設者名 理事長 寺 元 隆
- ・施設名 医療法人生登会 かわちながの介護老人保健施設
てらもと総合福祉センター
- ・開設年月日 平成10年3月16日
- ・所在地 大阪府 河内長野市 小山田町 1701番地の1
- ・電話番号 0721-52-7000
- ・FAX番号 0721-50-3500
- ・管理者名 事業所長 西尾 正一
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（2750780013号）

2. 目的と運営方針

介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理の下での看護・介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話を行うとともに、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

この目的に沿って、事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【てらもと総合福祉センターの運営方針】

1. 各種のサービスを通じて、老人福祉の質の確保と向上に努める
2. 居住環境等、中間施設としての機能の整備に努める
3. 利用者と家族及び地域社会との交流に努める
4. 退所者に対し、安心して家庭生活が送れるよう各種支援に努める
5. 諸活動を円滑にするため、市町村及び関係諸機関との連携を図る

3. 職員の配置状況・勤務体制及び職務内容

職 種	基 準	夜 間	実配置人員数
管 理 者	1 人		1 人
医 師	(1人以上)	人	(1人)
看護職員	10人以上	1人	10人以上
介護職員	24人以上	4人	29人以上
支援相談員	1人以上	人	2人以上
理学療法士等	2人以上	人	7人以上
管理栄養士	1人以上	人	1人以上
介護支援専門員	1人以上	人	1人以上
事務職員	若干名	1人	2人以上

日 勤： 8:30～17:00 (全職員)
 夜 勤： 16:30～ 9:00 (介護・看護職員)
 早出①： 6:30～15:00 (介護職員)
 早出②： 7:00～15:30 (看護職員)
 遅 出： 11:30～20:30 (介護・看護職員)

【職員の勤務内容】

- ①事業所管理者・・・事業所の業務を統括し、執行します。
- ②医師・・・施設管理者の命を受け利用者の健康管理及び適切な医療の処置を講じます。
- ③看護職員及び介護職員・・・事業所管理者の命を受け利用者の保健衛生並びに看護業務及び日常生活全般にわたる介護業務を行います。
- ④介護支援専門員・・・事業所管理者の命を受け事業所サービス計画の作成及びサービス担当者会議の開催・認定調査等を行います。
- ⑤支援相談員・・・事業所管理者の命を受け利用者及び家族の支援相談業務等を行います。
- ⑥理学療法士等・・・事業所管理者の命を受け利用者に対する機能訓練業務を行います。
- ⑦管理栄養士・・・事業所管理者の命を受け利用者の栄養管理及び指導を行います。
- ⑧事務職員・・・事業所管理者の命を受け事務処理を行います。

4. 入所定員及び通常の事業実施地域

定員 100名 療養室 個室：4室 4人部屋：24室
 ※短期入所療養介護のご利用については空床時のご利用になります。

通常の事業実施地域 (河内長野市)

5. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日 ～ 土曜日 (12月31日から1月3日除く)
営 業 時 間	午前8時40分 ～ 午後5時00分

6. 秘密の保持と個人情報の保護

<p>①利用者及び身元引受人に関する秘密の保持について</p>	<p>事業所及び法人の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び身元引受人に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。なお、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を誓約書により定めております。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の身元引受人の情報についても、同様の取り扱いといたします。事業所は、利用者及び身元引受人に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p>

7. サービス内容

- ① 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する介護サービス計画を基に当事業所での介護サービス計画を立案
- ② 療養上必要な事項についての説明及び指導
- ③ 食事及び食事介助

朝食	8時00分～
昼食	12時00分～
夕食	18時00分～
- ④ 入浴及び入浴介助・見守り等
- ⑤ 排泄介助・見守り等
- ⑥ 離床（寝たきり予防）
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 着替え介助・見守り等
- ⑨ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑩ 支援相談及び介護相談
- ⑪ 理美容サービス（直接業者へ支払って下さい）
- ⑫ 送迎サービス
- ⑬ その他（各種加算体制等・詳細は別紙にて説明）

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくこともありますので、詳しくは1階インフォメーションまでご相談ください。

8. 利用料金

別紙参照

9. 支払い方法

毎月10日に、前月分の請求書を発行しますので、翌日11日から20日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払いは、施設窓口、銀行振込の2通りの方法がありますので、利用契約時にお選び下さい。

10. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力を頂いております。

・協力医療機関

- ・名称 医療法人 生登会 寺元記念病院
(診療科目：内科・循環器科・脳神経外科・外科・整形外科・その他)
- ・住所 大阪府河内長野市古野町4番11号
- ・電話番号 0721-50-1111

・協力歯科医療機関

- ・名称 医療法人 生登会 寺元記念病院
歯科口腔外科
- ・住所 大阪府河内長野市古野町4番11号
- ・電話番号 0721-50-1111

11. 事業所利用に当たっての留意事項

① 面会について

面会時間は、午前10時00分から午後7時00分までとなっております。なお、面会時には備え付けの面会簿に必ずご記入をお願いします。また、面会拒否の意思表示がある場合にはどなた様にかかわらず、個人情報保護の観点から入所の有無を含めてご案内は一切致しかねますのでご了承下さい。

② 喫煙について

敷地内禁煙となりますのでご協力下さい。

③ 所持品・備品等の持ち込みについて

持ち物には、全て名前をご記入下さい。また、必要以上の荷物の持ち込みはご遠慮下さい。

④ 金銭・貴重品の管理について

盗難・事故防止のため、金銭及び高価な品物の所持はお断りしています。なお、施設内での金品の紛失については、施設として一切責任を負えませんのでご了承下さい。

⑤ 食べ物の持ち込みについて

事業所内への食べ物の持ち込みはご遠慮下さい。

12. 非常災害対策

非常災害に備えて、火災、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火散水栓、火災受信機
非常放送設備
- ・防災訓練 年2回以上(内1回夜間または夜間想定)

1 3. 禁止事項

- ① 多くの方に安心して、また快適にサービスを利用していただく為に、利用者及び家族の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」等。
- ② 喧嘩もしくは口論をなし、または楽器等の音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 故意に事業所もしくは物品に障害を与え、又はこれらを事業所以外に持ち出すこと。
- ④ 事業所内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑤ 無断で備品の位置、又は形状を変えること。
- ⑥ 事業所及び職員に対する心遣い。

1 4. 他機関・施設との連携

協力医療機関等への受診：事業所では、左記に記載通り病院や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：事業所での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

1 5. 緊急時及び事故発生時の連絡先

緊急時及び事故発生時の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡致します。

1 6. 事故発生時の対応と損害賠償について

利用者に対する短期入所療養介護サービスの提供時に事故が発生した場合は、速やかに保険者（河内長野市：0721-53-1111）、担当介護支援専門員やかかりつけ医療機関、利用者の身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

（1）事業所において、事業所側の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所側の損害賠償を減じる場合があります。

（2）事業所は自己に帰すべき事由がない場合は損害賠償を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所側は損害賠償を免れます。

①利用者及び身元引受人が利用者の心身の状態及び病歴、その他必要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

②利用者の急激な体調の変化や著しい行動障害等、予測不可能な事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。

③利用者及び身元引受人が、事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に、もつぱら起因して損害が発生した場合や、事業所が提供可能な安全への配慮を行ってもなお、防ぎようのない事由により損害が発生した場合。

※当事業所では、事故防止に向けて安全への配慮を行っておりますが、完全な事故防止は不可能であることをご理解下さいますようお願い致します。

居宅介護支援事業者			
介護支援専門員		電話番号	— —

かかりつけ医療機関名			
主治医 ()	電話番号	(— —)

17. 要望又は苦情等の申出

利用者及び身元引受人は、事業所の提供する短期入所療養介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当職員に申し出ていただくか又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出て下さい。(詳細は別紙にて説明。)

18. 身体拘束等、原則禁止

事業所では、原則として利用者に対し身体拘束を行っておりません。但し、自傷他害の恐れがある等、やむを得ない場合は、事業所管理者である施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業所の職員が、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を診療録に記載します。

19. 虐待防止に関する事項

1 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等防止の為、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止する為の従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその身元引受人からの苦情処理体制の整備
- (3) その他、虐待防止の為に必要な措置(※)

2 事業所は、サービス提供中に、当該従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

※(3) その他、虐待防止の為に必要な措置の具体例

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- ・成年後見制度の利用支援
- ・介護相談員の受入れ

私は本書面に基づいて、てらもと総合福祉センターの職員（氏名_____）
から、重要事項の説明を受け、当事業所サービスの提供開始に同意しました。

_____年_____月_____日

事業所 所在地 河内長野市小山田町1701番地の1
施設名 医療法人 かわちながの介護老人保健施設
生登会 てらもと総合福祉センター

施設管理者名 施設長 西尾 正一

法人名 医療法人 生登会
法人代表者名 理事長 寺元 隆 印

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先 _____

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

連絡先 _____

日用品費	100	100	100	100	100	100	100	100
教養娯楽費	100	100	100	100	100	100	100	100
合計	500円～	500円～	500円～	500円～	500円～	500円～	500円～	500円～

- ◇ 食費・滞在費・日用品費・教養娯楽費等については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更致します。又、介護保険法改正等により利用料に変更が生じる場合も、同様の取扱いと致します。
- ◇ ※印は、端数処理により若干金額が増減することがあります。
- ◇ オムツ代については、短期入所療養介護費に含まれております。

◆各種加算等

◆1割負担の場合の金額を記載しております。

サービス提供体制強化加算	(I) 23円/日	介護福祉士が80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合
	(II) 19円/日	介護福祉士が60%以上配置されている場合
介護職員処遇改善加算	(I) 所定単位数(短期入所療養介護費+各種加算)の7.5%	
夜勤職員配置加算	25円/日	夜勤職員の配置要件を満たす場合
送迎加算(片道につき)	189円/回	送迎を行った場合
療養食加算	9円/回	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合(1日3回限度)
個別リハビリテーション加算	247円/日	個別リハビリテーションを実施した場合
認知症専門ケア加算	(I) 3円/日	厚生労働大臣が定める基準を満たす施設が専門的な認知症ケアを行った場合
	(II) 5円/日	
若年性認知症利用者受入加算	124円/日	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合(日帰り短期入所の場合は62円/日)
緊急時治療管理	532円/日	利用者の病状が重篤になり、救急救命医療が必要となる利用者に対し、応急的な治療管理を行った場合
重度療養管理加算	124円/日	要介護4以上であって、別に厚生労働大臣が定める状態(人口呼吸器の使用・胃瘻・褥瘡に対する治療を実施している等)であるものに対して医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(II) 48円/日	短期入所療養介護費(在宅強化型)を算定し、在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上である場合
緊急短期入所受入加算	93円/日	利用者の状態や家族等の事情等やむを得ない理由により、緊急に短期入所を受け入れた場合、7日間を限度に算定(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病などやむを得ない事情がある時は14日を限度とする)
総合医学管理加算	283円/日	治療管理を目的とし計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合(10日限度)診療方針を定め投薬・注射・処置等を行い、かかりつけ医に対し情報提供を行う場合
口腔連携強化加算	52円/月	利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として口腔の健康状態の評価等をおこなっている場合
生産性向上推進体制加算	(I) 103円/月	見守り機器などのテクノロジーを複数導入し、かつ(II)の要件をみたし業務改善の取組による成果が確認されている場合
	(II) 11円/月	見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入し、委員会の開催やデータの提供を行った場合

◆特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(日帰り短期入所)

3時間以上4時間未満	668円/日	難病やがんの末期の要介護者などに対して、日中のみの短期入所療養介護を行った場合に算定
4時間以上6時間未満	925円/日	
6時間以上8時間未満	1284円/日	

◆その他の費用

理美容代	2000円(業者に直接お支払い下さい)	尿取りパット	55円(税込)/枚
文書料	1100円(税込)/通	尿取りパット(夜用)	65円(税込)/枚
テレビ代	60円/1時間	テープ止めM	175円(税込)/枚
洗濯機	200円/1時間	テープ止めL	208円(税込)/枚
乾燥機代	100円/30分	リハビリパンツ	197円(税込)/枚
学習療法代	2550円(税込)/月	特別な食事(メイバランスミ)	97円(税込)/本

日用品費	100	100	100	100	100	100	100	
教養娯楽費	100	100	100	100	100	100	100	
合計	500円～	500円～	500円～	500円～	500円～	500円～	500円～	

- ◇ 食費・滞在費・日用品費・教養娯楽費等については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更致します。又、介護保険法改正等により利用料に変更が生じる場合も、同様の取扱いと致します。
- ◇ ※印は、端数処理により若干金額が増減することがあります。
- ◇ オムツ代については、短期入所療養介護費に含まれております。

◆各種加算等

◆1割負担の場合の金額を記載しております。

サービス提供体制強化加算	(I) 23円/日	介護福祉士が80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合
	(II) 19円/日	介護福祉士が60%以上配置されている場合
介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位数(短期入所療養介護費+各種加算)の7.5%
夜勤職員配置加算	25円/日	夜勤職員の配置要件を満たす場合
送迎加算(片道につき)	189円/日	送迎を行った場合
療養食加算	9円/回	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合(1日3回限度)
個別リハビリテーション加算	247円/日	個別リハビリテーションを実施した場合
認知症専門ケア加算	(I) 3円/日	厚生労働大臣が定める基準を満たす施設が専門的な認知症ケアを行った場合
	(II) 5円/日	
若年性認知症利用者受入加算	124円/日	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合(日帰り短期入所の場合は62円/日)
緊急時治療管理	532円/日	利用者の病状が重篤になり、救急救命医療が必要となる利用者に対し、応急的な治療管理を行った場合
重度療養管理加算	124円/日	要介護4以上であって、別に厚生労働大臣が定める状態(人口呼吸器の使用・胃瘻・褥瘡に対する治療を実施している等)であるものに対して医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(II) 48円/日	短期入所療養介護費(在宅強化型)を算定し、在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上である場合
緊急短期入所受入加算	93円/日	利用者の状態や家族等の事情等やむを得ない理由により、緊急に短期入所を受け入れた場合、7日間を限度に算定(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病などやむを得ない事情がある時は14日を限度とする)
総合医学管理加算	283円/日	治療管理を目的とし計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合(10日限度)診療方針を定め投薬・注射・処置等を行い、かかりつけ医に対し情報提供を行う場合
口腔連携強化加算	52円/日	利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として口腔の健康状態の評価等をおこなっている場合
生産性向上推進体制加算	(I) 103円/日	見守り機器などのテクノロジーを複数導入し、かつ(II)の要件をみたし業務改善の取組による成果が確認されている場合
	(II) 11円/日	見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入し、委員会の開催やデータの提供を行った場合

◆特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(日帰り短期入所)

3時間以上4時間未満	668円/日	難病やがんの末期の要介護者などに対して、日中のみの短期入所療養介護を行った場合に算定
4時間以上6時間未満	925円/日	
6時間以上8時間未満	1284円/日	

◆その他の費用

理美容代	2000円(業者に直接お支払い下さい)	尿取りパット	55円(税込)/枚
文書料	1100円(税込)/通	尿取りパット(夜用)	65円(税込)/枚
テレビ代	60円/1時間	テープ止めM	175円(税込)/枚
洗濯機	200円/1時間	テープ止めL	208円(税込)/枚
乾燥機代	100円/30分	リハビリパンツ	197円(税込)/枚
学習療法代	2550円(税込)/月	特別な食事(メイバランスミ)	97円(税込)/本